

## 今月の テーマ

## 遺言を書こう! 「法務局における自筆証書遺言書保管制度」がスタート

先月号までは金融リテラシーについてシリーズで解説してきたが、本年7月10日にスタートした「法務局における自筆証書遺言書保管制度」について寄り道することにした。寄り道をするからには、それなりの理由がある訳で、極めて重要な改定と認識している。

近年、相談案件の中でも相続・遺産分割の相談は確実に増加しており、その分だけトラブルになっている事案も少なくない。その内容は、財産の処分の仕方や分け方、はたまた葬儀の方法に至るまで実に多様だ。

相続のトラブルは一部の資産家の問題と考えている方も多いようだが、ふたを開けてみると100万・200万円の財産をめぐってのトラブルのほうが多いのが現実なのである。“我が家に限って、そんなことはあり得ない”という言葉もよく聞くが、むしろ揉めないケースの方が珍しいと言ってもいいくらいだ。

では、何故に揉める事態を招いてしまうのだろうか…?あれ程仲の良かった親子が、兄弟が、相続での争いで絶縁にまで発展することさえある。トラブルの具体的な事例は後述するが、それらの中には“遺言さえあたら回避できたのに”と思わせるケースが実に多い。亡くなった方にしてみれば、“なぜこんなことに…”、“一筆書いておきさえすれば…”、と草葉の陰からの嘆きが聞こえてきそうだ。自分の死によって、家族間でのトラブルを招いているとしたら成仏どころではない。いっそのこと財産など何も残さなければ、とも思ってしまうはずだ。

トラブルを回避できる最善の方法は、唯一故人の遺志が伝わることにある。遺言書が万能の解決策とはいかないまでも、この度の「法務局における自筆証書遺言書保管制度」のスタートが遺言を身近に捉え、家族への想いの伝達手段として多くの人が利用し、故人と残された家族の絆が、より深くなることを願って止まない。



つぶやき  
がんちゃんの

生活に何かと役立つ連載コラム

# 生活知恵袋

せいいかつちえぶくろ

Vol. 136

つぶやきがんちゃん

斎藤 廣勝(さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP🄬サティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

こちら

● トラブルの実態と遺言の効果

一口に相続トラブルとは言つても実に様々だ。財産分与だけではなく、相続関連の法律の解釈や仕組みに対する勘違いや思い込みを含め、永代供養や葬儀の方法など多岐にわたる。

制度 法律における勘違い)

①嫁に行つた者には相続分はない  
②遺産分割は平等・均等に分けるのは当たり前  
③同居していた長男が相続するのは当たり前  
④生前にお金の話をするのは卑しいこと  
⑤兄弟はみな仲が良いので揉めるはずはない  
⑥揉める程の大した財産も無い  
⑦夫妻の財産は全て妻(夫)のもの(子供がない)

相続トラブルに繋がる事象 要因

①兄弟の中に遺産を使い込んでいた者がいた  
②同居の長男が親の財産を隠している  
③妻は同居している長男に相続させたが、その長男が先に亡くなつた  
④相続放棄しようと思ったらできなくなつていた  
⑤相続は開始したが、不動産の引き取り手が誰もいない(田畠・山林)  
⑥親から“お前にやるから”と言われた土地に家を建てたが、所有権が移転されていない  
⑦絶縁状態の兄弟には親の遺産を渡したくな

## 保険と暮らしの相談センター

### “ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか?  
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

**TLS** 株式会社  
total life support トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
● 営業時間 / 9:30~18:00  
(土・日・祝日は9:30~17:00)  
● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611  
FAX 018-827-7610  
URL <http://tls-akita.co.jp>

詳細はホームページでもご覧いただけます。

③父の遺産が長男の嫁に取られる  
ない

④相続放棄しようと思ったらできなくなつていた  
⑤相続は開始したが、不動産の引き取り手が誰もいない(田畠・山林)  
⑥親から“お前にやるから”と言われた土地に家を建てたが、所有権が移転されていない  
⑦絶縁状態の兄弟には親の遺産を渡したくな

これらの問題を解消する人物は、一体誰が最適だろうか…? そう、被相続人（財産を残す人）である。遺す人の意思がそこにある以上、相続人は多くの場合で納得せざるを得ない。そして、遺言を書こうとした際に見えてくる問題もある。(5)の引き取り手がない不動産などは誰も引き取り手が居そうないとすれば、生前に整理すべき課題も見えてくる。遺言作成にとりかかる際には、今を生きることへの課題も見えてくる。遺言によって全てが解決されるとは思わないが、多くの場合が先に逝く者の手によって事前に回避できようというものだ。

### ● 遺言を書こう

多くの人が自分の親に対し、「遺言を作つておいてくれれば」という。しかしながら、そういう当本人は遺言を作らうとしていない! 現実に直面しないと、なかなか難しい事であるのも事実だ。古くも記憶に残る御巣鷹山に墜落した日航ジャンボ機に乗り合わせた多くの方が、墜落を覚悟した時、メモの出来る用紙をまさぐり、にわかに家族宛にメッセージを書いたという。「このときの気持ち」分かる気がしませんか! 「あなたが、ある日突然先に逝くことになってしまいまして愛する人たちに」、「一言のメッセージも残せずに終わってしまうことの無念さ」…家族が、あなたの「一言のメッセージも聞くこともなく逝かれてしまった悔しさ」…多くの人が遺言の必要性は認めつつも、いざ自分のこととなると腰は重いようだ。自分が死んだ後のこと、家族で考えればいいと思う向きも少なくない。ましてや自分以外（夫や妻に、遺言を書くよう依頼することは触れてはならないことのように思われている。その日は、突然に訪れるかもしれません。先に逝く者の責任としての遺言（伝言）、一緒に考えてみませんか。

● 法務局における自筆証書遺言書保管制度とは  
今回紹介する白筆証書遺言書の他に公正正

証書遺言や秘密証書遺言がある。これらの有効性は当然だが、自筆証書遺言は自書さえれば遺言者本人だけで作成でき、手軽で自由度の高いものである一方、自宅で保管されることが多く、いくつかの問題点が内在していた。

① 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。

② 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。

③ 裁判所の検認を受ける必要がある。

遺言の方法が、簡便であるにもかかわらず利用が進まないのは、これらの要因もあるのかかもしれない。「法務局における自筆証書遺言書保管制度」は、自筆証書遺言の手書きを損なうことなく問題点を解消しようと創設されたもので、これにより3つの問題は解消されることになった。高齢化の進展に伴い「終活」などが浸透していると言われているが、相続手続きが円滑に進むということや、ご自身の想いと財産を確実な形で家族に託すという意味でも、この制度を一つの手段として加え検討いただきたいのだ。この制度の創設が、遺言書作成の推進と相続登記の促進の一助となり、所有者不明の土地問題の解決につながることを期待したい。

④ 法定相続人以外の人へ財産を残したい

⑤ 複数回結婚している

⑥ 事業を営んでいる

⑦ 財産を均等に分けない（難しい）

⑧ 同居の子と別居の子がいる

⑨ 特定の子に生前贈与がある

⑩ 推定相続人の中に認知症、未成年者、障害者がいる

⑪ 相続人の中に行方不明者がいる

⑫ 相続財産を条件付きで渡したい

⑬ 自治体や公共団体に寄付したい

これらに該当する方は、問題を回避するためにも、遺言書の存在は特に大きな意味を持つことになる。死後のことを想定するのは、実感もわからないだろうし、「縁起でもない」と思うかもしれないが、その日は突然に訪れる、その現実にしっかりと向かい合ってほしいのだ。

### ● 来月号は

今月号は、金融リテラシーを道半ばで寄り道をしていたため、戻らねばならないところだが、ここで終わると消化不良になりそうなので、来月号も遺言についてもう少し触れてみよう。（またまた脱線、悪い癖だ…。）

〈お問い合わせ〉秋田地方法務局供託課  
TEL 018-862-1171  
並べ立てる、面倒くさい事のように見える」とかもしれないが、そんなに難しいことはない。

### ● 遺言書を書いたほうが良いケース



⑥ 保管証の受領

(ア) 遺言書①申請書②住民票③本人確認書類④手数料※1通3900円

⑤ 保管の申請をする

④ 保管申請の予約をする（電話予約可）

③ 申請書を作成する

② 保管の申請をする（法務局）

（ア）遺言者の住所地①遺言者の本籍地②遺言者の所有する不動産の所在地のいずれか

① 白筆証書遺言の作成